

○世界最先端 ICT 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含めて、ICT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、「アクションプラン」を策定する。

○ICT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（平成25年12月20日ICT総合戦略本部決定）（抄）

インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。

○「ICTを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を設置（平成26年度に6回開催）

最終とりまとめ（平成27年1月公表）において、賃貸取引と法人間売買取引を対象としたICTを活用した重要事項説明に係る社会実験を行うことを決定。

重要事項説明に係る制度の概要

制度の趣旨

宅地建物の取引は、動産の取引と比べて権利関係や取引条件が極めて複雑であり、それらを十分に調査、確認しないで契約を締結すると、当初予定していた利用ができなかったり、契約条件を知らなかったことによる不測の損害を被ることとなる。そのような紛争が生ずるおそれを防止し、購入者等が十分理解して契約を締結する機会を与えるため、専門的な知識、経験、調査能力を持つ宅地建物取引業者に説明義務を課しているものである。

宅地建物取引業法の規定（抜粋）

・宅地建物取引業者は、取引の相手方に対し、契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、取引に係る重要事項（※）について、書面を交付して説明させなければならない。（法第35条第1項）

（※）取引物件に関する私法上又は公法上の権利関係、都市施設の整備状況、取引条件など最小限説明すべき事項が法令上規定されている。